

議案第103号

さいたま市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年6月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（市長の責務）</p> <p>第3条 市長は、地域の自転車等の利用の状況を勘案し、<u>自転車等駐車場の設置、自転車等の放置の防止に関する指導及び啓発その他の自転車等の放置の防止に関する対策の総合的推進に必要な施策の実施に努めるものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の施策を実施するため必要と認めるときは、</u>県、道路管理者、警察署、鉄道事業者その他関係機関と協議するとともに、協力を要請することができる。</p> <p>（自転車等駐車対策協議会）</p> <p>第14条 市長の諮問に応じ、<u>自転車安全対策法第7条第1項に規定する総合計画その他の自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、さいたま市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第3項の委員のほか、<u>特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、臨時委員5人以内を置くことができる。</u></p> <p>7 臨時委員は、<u>前項の規定による調査審議が終了したときは、</u>解任されるものとする。</p>	<p>（市長の責務）</p> <p>第3条 市長は、地域の自転車等の利用の状況を勘案して自転車等駐車場の設置に努めるとともに、<u>自転車等の放置の防止に関する指導及び啓発に努めるものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>自転車等の放置の防止に関する施策を実施するため必要と認めるときは、</u>県、道路管理者、警察署、鉄道事業者その他関係機関と協議するとともに、協力を要請することができる。</p> <p>（自転車等駐車対策協議会）</p> <p>第14条 市長の諮問に応じ、<u>放置禁止区域の指定及び変更に関する重要事項を審議するため、さいたま市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</u></p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第3項の委員のほか、<u>臨時委員5人以内を置くことができる。</u></p> <p>7 臨時委員は、<u>放置禁止区域の指定又は変更に関する審議が終了したときは、</u>解任されるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。